

## 居宅介護支援事業所が大牟田市から指定を受けて実施する介護予防支援の取扱いについて

令和5年度の介護保険法改正により、令和6年4月から介護予防支援の指定対象が拡大されました。

本市においては、居宅介護支援事業所における介護予防支援の実施に係る業務の効率化や、利用者の利便性等の向上を図るため、今回の法改正に伴う標記の件について、下記のとおり取扱うことといたしました。

つきましては、下記及び関連資料等をご確認いただき、ご対応くださいますようお願いいたします。

### 1. 概要

- ・介護予防支援については、これまで、市の指定を受けた地域包括支援センター（介護予防・相談センターを含む）において実施し、併せて、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ委託して実施することも可能とされています。
- ・令和5年度の介護保険法改正において、これまでの地域包括支援センターによる実施に加え、市から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）が、地域包括支援センターからの委託ではなく、直接、介護予防支援を実施することができることとされました。
- ・介護予防支援の指定申請については、別途、「居宅介護支援事業者による介護予防支援の指定申請について（通知）」を参照してください。

### 2. 指定居宅介護支援事業所において直接実施することができる支援について

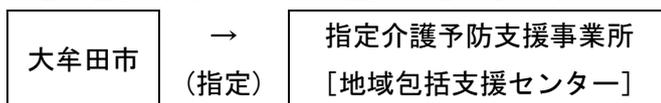
- ・指定を受けて支援を実施できるのは、「介護予防支援費」の算定に係る利用者のみです。
- ・「介護予防ケアマネジメント費」の算定に係る利用者（総合事業のみを利用する利用者）は、対象外です。

### 3. 法改正に伴う主な改定内容

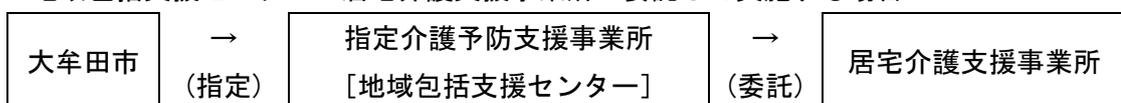
#### (1) 介護予防支援の実施の流れ

##### ①従前（令和5年度まで）

##### ア. 地域包括支援センターが直接実施する場合

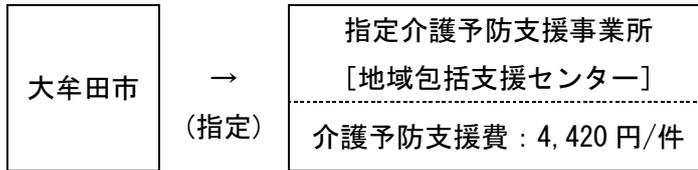


##### イ. 地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託して実施する場合

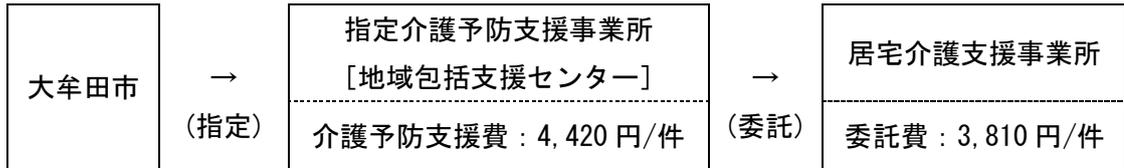


②法改正後（令和6年度から）

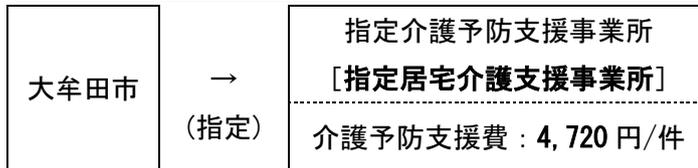
ア. 地域包括支援センターが直接実施する場合



イ. 指定居宅介護支援事業所に委託して実施する場合



ウ. 【新規取扱】指定居宅介護支援事業所が直接実施する場合



(2) 介護予防支援を実施する指定介護予防支援事業所の調整について

- ・市から介護認定申請者の居住エリアを担当する地域包括支援センターに対し、介護認定結果の情報及び関係資料を送付します。関係資料の送付を受けた地域包括支援センターでは、審査結果の情報を確認します。
- ・介護認定の代理申請者が居宅介護支援事業所である場合は、地域包括支援センターから当該居宅介護支援事業所に対し、介護予防支援の実施に係る意向を確認し、介護予防支援の実施者を調整することとなります。

【介護予防支援を実施する指定介護予防支援事業所の調整】

○認定審査結果（要支援1又は要支援2）
↓ ・認定台帳、情報開示資料の作成（福祉課総合相談担当）
↓ ・福祉課総合相談担当から地域包括支援センターへの回付
○地域包括支援センターにおける介護予防支援の実施に係る調整
①地域包括支援センターによる直接実施
②地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に委託して実施
③指定居宅介護支援事業所による直接実施【新規取扱】

4. 指定居宅介護支援事業所による介護予防支援の実施に係る詳細について

「介護予防支援の指定対象の拡大に伴う留意点等について（Q&A）」を参照ください。